

第4章 緑の施策

1 施策体系

緑の将来像の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、「保全」、「創出」、「活用」に関する施策の方向性と個別施策を設定します。また、施策による効果は多様であるため基本方針ごとの施策分類ではなくフィールドごとに分類し、併せて関わる主体やグリーンインフラの効果などを示していきます。

緑の将来像

基本方針

施策の方向性

個別施策

まちの緑と豊かな自然が調和するまち

かかみがはら

保全

◆基本方針Ⅰ



豊かな自然環境と
美しい緑の風景を
守る

創出

◆基本方針Ⅰ



快適な暮らしを
支えるまちなかの
緑を創り育てる

活用

◆基本方針Ⅲ



賑わいと交流を
生み出す緑を活用
する

フィールド1 河川・道路
水辺や道路を緑でつなぐ

- 1 水辺の魅力創出とにぎわいづくり
- 2 サイクリングロードの整備・活用
- 3 百十郎桜復活プロジェクト
- 4 流域治水の推進
- 5 街路樹の管理
- 6 公共施設の緑化推進
- 7 花苗配布・道端緑化事業

フィールド2 公園
誰もが楽しめる魅力ある公園
づくり

- 1 公園整備
- 2 公園活用
- 3 公園運営
- 4 公園管理

フィールド3 宅地
緑豊かな住環境の創出

- 1 花苗講習会の開催
- 2 工場立地法による緑化推進
- 3 民有地緑化の推進と支援
- 4 景観計画に基づく緑化の推進

フィールド4 農地
広がりある農地の保全

- 1 農地の保全
- 2 農業者支援
- 3 市民農園の提供
- 4 農業施設の整備
- 5 地域計画

フィールド5 森林
森林の保全と活用

- 1 法規制に伴う緑地の保全
- 2 森林環境譲与税・森林経営管理制度
- 3 保存樹林・保存樹木の指定
- 4 里山林の保全

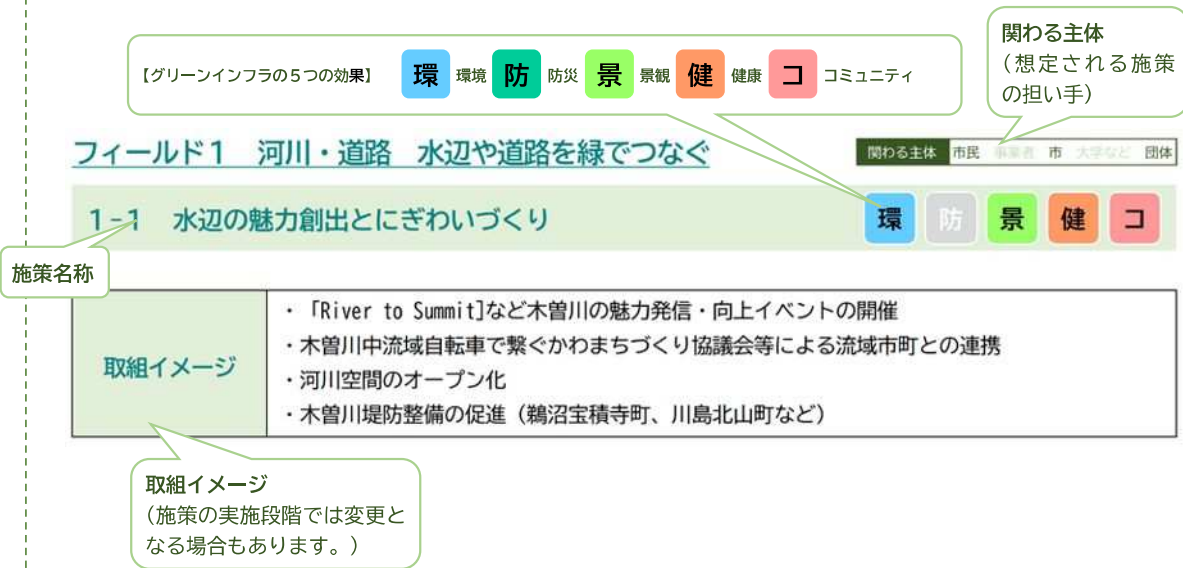
フィールド6 共通事項
緑に関わる人と場所を育む

- 1 どんぐりのタネプロジェクト
- 2 樹名板プロジェクト
- 3 教育機関や市民を対象とした講座の開催
- 4 緑の募金の活用
- 5 パークレンジャー活動の支援
- 6 公園協議会
- 7 ネーミングライツ制度の活用

グリーンインフラの推進

SDGsの推進

【施策ページの見方】



【グリーンインフラの5つの効果】

存在効果 大 小		
環境	・ヒートアイランド対策 ・地表面温度の低下 ・生物多様性の保全 ・水質浄化 ・エコロジカルネットワークの形成 ・地域の希少種の再生保護 ・気候変動緩和策への対応 ・二酸化炭素の吸収・固定（脱炭素化）	
防災	・浸水被害軽減 ・災害時の一時集結場所、活動拠点 ・火災の延焼防止	
景観	・良好な景観形成 ・教育（環境学習／研究拠点） ・歴史や文化の継承	
健康	・健康増進 ・子育てや健康づくり環境の充実 ・健康への寄与（ストレス度、患者のQOL向上） ・地域住民の健康意識向上	
コミュニティ	・地域への愛着 ・地域住民の帰属意識向上 ・交流機会の創出・コミュニティ形成 ・賑わいの創出 ・地域の憩いの場	
利用効果 小 大		

(資料：国土交通省資料編集)

2 各フィールドにおける施策の方向性

フィールド1 河川・道路 水辺や道路を緑でつなぐ

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

1-1 水辺の魅力創出とにぎわいづくり

環 防 景 健 コ

市内には、木曽川や新境川、大安寺川といった一級河川が流れています。多様な生物の生息地となったり、桜並木が市街地を横断し、癒し空間となるよう、都市の骨格を形成しています。また、木曽川沿いにはサイクリングロード（通称：木曽ポタロード）が整備され、木曽川の自然を感じながらサイクリングを楽しむことができます。

最近では、サイクリングロードを活用したイベント「ツール・ド・KISOGAWA」や、県と木曽川沿川市町が連携し、木曽川の自然、食、歴史文化を体感するイベント「River to Summit」が毎年開催されるなど賑わいを見せ始めています。

また、令和6（2024）年12月には、サイクリングロードの拠点となる「木曽川前渡南公園」が開園し、地域を超えた人々の交流が生まれています。引き続き良好な水辺環境の形成を図るとともに、イベント開催を通して、水辺空間を利活用することでにぎわいづくりを進め、市内における貴重な水辺空間として魅力向上・発信を図ります。



岐阜県と愛知県の境となる木曽川



図 「日本ライン・KISOGAWA River to Summit 2024」
チラシ

取組イメージ

- ・「River to Summit」など木曽川の魅力発信・向上イベントの開催
- ・木曽川中流域自転車繋ぐかわまちづくり協議会等による流域市町との連携
- ・河川空間のオープン化
- ・木曽川堤防整備の促進（鵜沼宝積寺町、川島北山町など）

1-2 サイクリングロードの整備・活用

環 防 景 健 コ

本市のサイクリングロードは、河川環境楽園から、各務原市総合運動公園、各務原大橋高架下を経由し、愛岐大橋まで約8.3 kmにわたるコースが整備されています。コースの途中には、木曽川前渡南公園ができ、サイクリングロードの新たな拠点として活用されています。また、愛岐大橋を渡り、愛知県側との周遊が可能なことから、「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会」や「木曽川中流域サイクルツーリズム検討会議」を通じて周辺市町と連携し、より多くの方に利用していただけるよう、まずはこれらのコースや公園の魅力を発信し、認知度を高めていきます。

また、今後の延伸については、一般道をコースとして組み入れるなど、柔軟な発想をもって、これまで整備したサイクリングロードの利用実態も考慮しながら、実施の方向性について検討していきます。



図 木曽川沿川サイクリングロードマップ（資料：木曽川上流河川事務所 HP）

取組イメージ

- ・木曽川沿川サイクリングロードのコース紹介
- ・木曽川沿川サイクリングロードを活用したイベントの開催
- ・木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会等による流域市町との連携

1-3 百十郎桜復活プロジェクト

環 防 景 健 コ

桜の名所を含め、市内一円を大きな桜の輪でつなぐネットワークが形成されています。しかしながら、近年の桜の倒木や老木により伐採を余儀なくされており、桜の本数自体が減少しています。そのため、観光資源でもある桜並木について計画的に補植を行いながら桜のネットワークを保全し、将来にわたり維持していきます。



新境川の桜並木

取組イメージ

- ・百十郎桜保全ボランティアの活動の協力
- ・百十郎桜の補植 ・桜まつりの開催

コラム

百十郎桜

地元出身の歌舞伎役者・市川百十郎（1882～1969年、「東海一の歌舞伎」と称され、各地を巡業）は、境川放水路（今の新境川）の工事により多くの人が亡くなった話を聞き、その供養として昭和6（1931）年に1,000本、昭和7（1932）年に200本の吉野桜を寄贈した。

しかし、太平洋戦争が始まると燃料にするため伐採され、数10本を残すのみとなった。その後、昭和38（1963）年、各務原市発足を記念して新境川堤に「百十郎桜」と名付けた桜を植栽することになった。百十郎の遺徳と遺功を後世に伝えるために、桜並木は「百十郎桜」と名付けられた。現在では桜が咲く季節には屋台がでる桜まつりを開催し、全国から観光客が訪れるほど人気の桜の名所となっている。そしてさらに新境川堤の桜を延長して、市内一円を大きな桜の輪でつなぐ「桜回廊都市」が計画され、平成24（2012）年には、総延長31kmの回廊が完成した。

市民の寄贈により始まった桜の植栽が、時代の変遷を経て、桜の回廊にまで発展するこの事例は、市民が起こしたムーブメントの重要性を感じさせる。「日本さくら名所100選」、「飛騨・美濃さくら三十三選」選定。

（文責：相田明）

1-4 流域治水の推進

環 防 景 健 コ

流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを普及させ、緑の保全と共に災害リスクの低減に貢献することが必要です。

例えば、浸透機能を持たせた側溝や樹の採用、公園内に雨庭の配置、ため池を活用した低水位管理などグリーンインフラを最大限活用した整備を進めます。

- 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。



県：徳島府県 市：市町村 []：想定される対策実施主体

図 「流域治水」の施策について（資料：「流域治水」の基本的な考え方 国土交通省 水管理・国土保全局）



浸透機能を配置したかかみがはら支援学校



浸透機能を配置した蘇原駅前広場

取組イメージ

- ・浸透機能を持たせた側溝・樹などグリーンインフラの活用
- ・ため池の低水位管理
- ・公園を活用した貯留施設の整備
- ・公園の一時集結場所の指定
- ・緑化駐車場の整備
- ・雨水の再利用

1-5 街路樹の管理

環 防 景 健

市内には都市計画道路をはじめ、歩道のある道路の多くには街路樹が植栽され、緑のネットワークが形成されています。いちよう通りやかえで通り、岐阜鵜沼線などその並木の延長や大きさは、全国的にも珍しく、緑陰ができ季節感を演出しています。これは、行政と沿線住民が協働で育ててきた賜物であり、引き続き、市の貴重な財産として管理していきます。

ただし、樹木の生長に伴い歩道の根上りや視認性の低下等の問題も出てきています。今後は、道路パトロール時や樹木医による樹木の健全度の調査や定期的な剪定を実施し、質の高い維持管理に努めます。また、樹齢を重ねた樹木による問題もあるため、道路工事に伴い沿道樹木の更新（撤去・植替え）なども検討していきます。



いちよう通り



かえで通り



新鵜沼台通り



学びの森プロムナード

取組イメージ

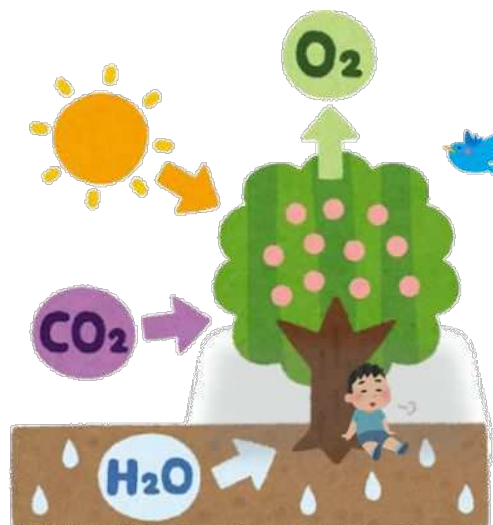
- ・街路樹の定期的なパトロール
- ・樹木医による健全度調査
- ・道路工事に伴う沿道樹木の更新

コラム

街路樹の役割

街路樹は、木陰をもたらし、排出ガスや騒音を和らげ、災害時の避難路の安全確保など、道路沿いの環境を守っています。また、都心のヒートアイランド現象の緩和に貢献したり、ドライバーの視線誘導や街の目印となって、安全でスムーズな交通を守ります。

また、連続した緑は野鳥や昆虫の移動空間となり、紅葉や美しい花が四季を感じさせ、都市空間に潤いを与えます。冬には、落ち葉となり清掃も必要ですが、この緑量により夏の涼しさが作られ、居心地がよく歩きたくなる、ウォークアブルなまちなかの形成にも役立っています。



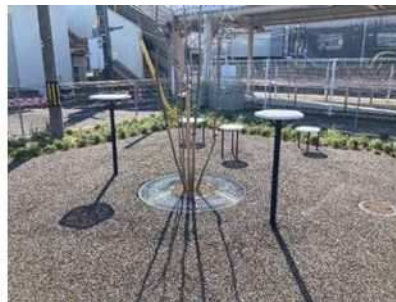
1-6 公共施設の緑化推進

環 防 景 健 コ

庁舎をはじめとした公共施設は、市民が日常的に接する施設であるとともに、街並み形成や市民交流の拠点として重要な役割を果たしています。こうした市民に最も身近な公共施設の緑化を推進することは、利用する市民の心を和ませるとともに、緑のネットワークの拠点となるための大切な取組です。今後も行政自らが地域の緑化の先導役として、公共施設の緑化を推進します。



かかみがはら支援学校



蘇原駅前広場



新那加駅南口駅前広場

取組イメージ

・公共施設への緑化 ・花苗配布事業 ・道端緑化事業

1-7 花苗配布・道端緑化事業

環 防 景 健 コ

地域住民の交流を深め、より多くの市民の皆さんに緑化に関心を持っていただくとともに、まちを美しくうまいのあるものとするを目的として、市内の公園や広場、道路沿いなど公共の場で花飾りを行っている団体（自治会・子ども会・シニアクラブ・花の愛好団体）に、毎年春と秋に花の苗を配布する事業を引き続き継続します。平成13（2001）年から始まった本事業は、下図に示すように市内全域に広がりを見せています。（花苗配布団体：約200団体）



幹線道路沿いの花壇づくり



市民公園の花壇づくり

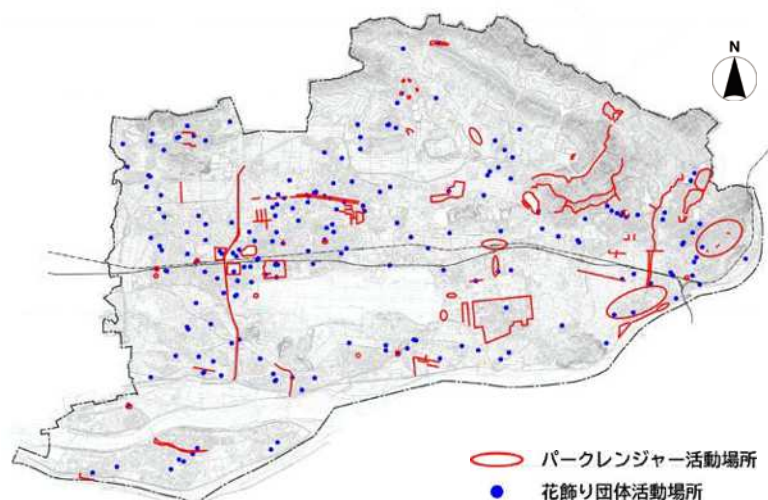


図 活動場所図

取組イメージ

・花苗配布事業 ・道端緑化事業

フィールド2 公園 誰もが楽しめる魅力ある公園づくり

2-1 公園整備

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

身近な公園の整備

環 防 景 健 コ

地域に身近な公園（街区公園）の整備については、「都市公園の管理及び整備の方針」に基づき、都市計画マスタープランや立地適正化計画と整合を図った上で整備を進めます。

特に、今後の人口減少・少子高齢化が加速していくと推測され、これらの課題は、公園の利用形態にも大きく影響を及ぼします。都市公園ストック再編事業のような公園再生を行う場合は、少子高齢化が本市の抱える課題であることに鑑み、高齢社会に対応した健康遊具の配置や子育て支援対策として遊具の充実や休憩施設の更新、利用実態や地域ニーズに対して過大な機能や重複した機能の解消、老朽化した公園施設の改修など、機能再編を基本とした公園再生に努めます。併せて狭小公園が多い地域においては、公園の統廃合による機能の再編・集約化を図ります。



桐野公園



つつじが丘南公園

取組イメージ

- ・地域ニーズに対応した公園施設の設置・更新
- ・都市公園ストック再編事業

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

宅地開発による公園・緑地の配置

環 防 景 健 コ

開発行為による公園・緑地の設置により、小規模公園の維持管理費の負担が増加している状況から、開発区域周辺の公園の整備状況や将来を見据えた適正な規模・配置を勘案して指導・誘導していきます。

各務原市開発事業指導要綱

1. 公園等の計画

- (1) 事業者は、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上である場合は、開発区域内に公園、緑地（以下「公園等」という。）を開発区域面積の3パーセント以上確保し、整備しなければならない。
- (2) 事業者は、公園等の配置、施設等について、市と協議のうえ決定しなければならない。
- (3) 事業者は、開発区域内に都市計画法第11条の規定により決定された公園がある場合、その計画に適合するよう工事を施行しなければならない。

7. 公園等の設置の緩和

(1) 予定建築物の用途が住宅である場合

開発区域の面積が1ヘクタール未満の場合で、開発区域の周辺に公園が存在し、開発区域から公園までの直線距離が概ね150メートル以内で、居住者が支障なく公園を利用できる場合は、公園、緑地等の設置を緩和できる。ただし、市町村の公園整備計画に支障がない場合に限る。

(2) 予定建築物の用途が住宅以外である場合

開発区域の面積が5ヘクタール未満で、予定建築物等の用途が工場、倉庫、店舗等で敷地が一である場合は公園、緑地等の設置を緩和できる。ただし、不特定多数の人が集まる施設は、必要性の有無を検討すること。

図 各務原市開発事業指導要綱（抜粋）

取組イメージ

・適正規模・配置の指導 ・開発指導要綱の変更

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

こどもの遊び場確保・充実

環 防 景 健 コ

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため「こども基本法」が令和5（2023）年に施行されました。

こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組をさらに進めていく必要があります。本市でもニーズに応じた身近な公園の施設更新や拡充などを進めています。



子育て世代へのアンケートにより設置された幼児用遊具（市民公園）

取組イメージ

・公園の施設更新 ・公園のリニューアル

誰もが使いやすい公園づくり

環 防 景 健 コ

年齢や障害の有無、体格、性別などに関わらず、多くの人が利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づいた公園の整備を進めていきます。

公園への出入りや公園内での移動のしやすさに配慮した園路・スロープ、多目的トイレ、水飲み場、休憩施設などの設置・改修、公園トイレについては、「第3章 都市公園のトイレのあり方」に基づき、利用状況や耐用年数などを把握した上で、便器の洋式化などを含めたトイレの環境改善に向けた取組を進めます。



スロープ



公園トイレ



公園トイレの多目的ブース

取組イメージ

・都市公園の移動円滑化に基づいた公園の整備

子ども広場の支援

環 防 景 健 コ

自治会が設置・管理している子ども広場は、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、遊具で遊ばせることで健康を増進させ、情操を豊かにすることを目的とするもので、子どもの遊び場確保の観点からも必要な施設であるため、引き続き遊具の点検や修繕に対して支援していきます。



滑り台の再舗装（施工前）



滑り台の再舗装（施工後）

取組イメージ

・子ども広場の遊具の点検及び修繕

史跡・遺跡の公園的整備

環 防 景 健 コ

市内に分布している古墳や遺跡は、アクセスできる園路や簡易な休憩施設等を設置することによって、その魅力の発信と利用を促進します。また、景観法の景観重要建造物や文化財の指定と連携して、周辺空間の緑地保全、緑化推進、利用施設の整備などの環境整備を検討します。さらに、前計画に公園整備を行う方針が示されていた（仮称）城山公園は、事業区域や整備内容を見直し、文化財として指定された名勝「木曽川」の一部を成している城山を核とした良好な風致の保全と活用を目的とした整備により、このエリアの魅力向上を図ります。



炉畑遺跡公園の桜井家



坊の塚古墳

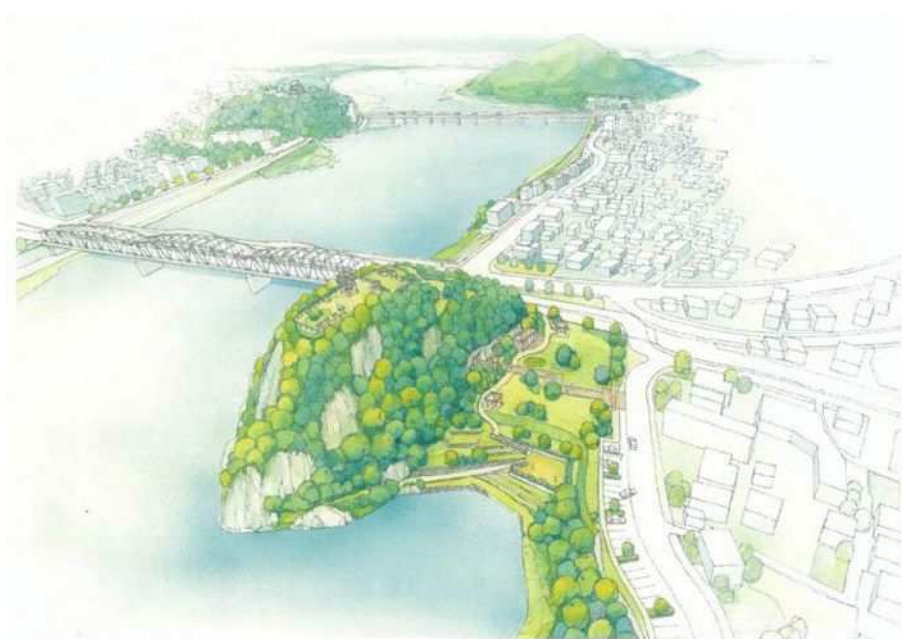


図 （仮称）城山公園の整備イメージ（平成24（2012）年策定）

取組イメージ

・（仮称）城山公園の整備

都市公園ストック再編事業

環 防 景 健 コ

本市では、これまで蘇原清住町地区及び鵜沼朝日町地区において都市公園ストック再編事業に取り組んできました。今後も、都市公園の多様なストック効果をより発揮するため、狭小な公園が集中したエリアでは、地域の現状やニーズを再確認しつつ、限られた財源の中で都市公園の統廃合も含めた配置や機能の再編・集約化に取り組み、公園の利用促進及び維持管理コストの縮減を図り、都市公園の質・魅力向上を図ります。



図 蘇原清住町地区の公園機能再編計画

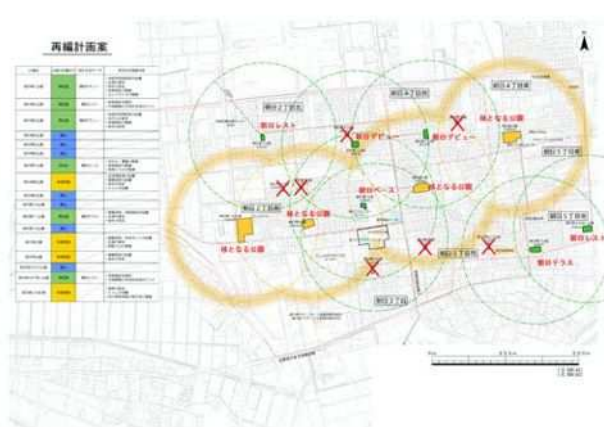


図 鵜沼朝日町地区の公園機能再編計画

取組イメージ

・都市公園再配置計画の策定

コラム

公園配置の考え方

地域に身近な公園（街区公園）については、概ね公園利用者が歩いていける距離（半径250m）を基準に配置しています。

この距離のことを「誘致圏域」と呼び、どの公園の誘致圏域にも含まれない地域は、身近な公園が近くに無い「公園不足地域」となっています。逆に、過去に宅地開発が行われた地域では、誘致圏域が重複した公園の配置になっていることもあります。

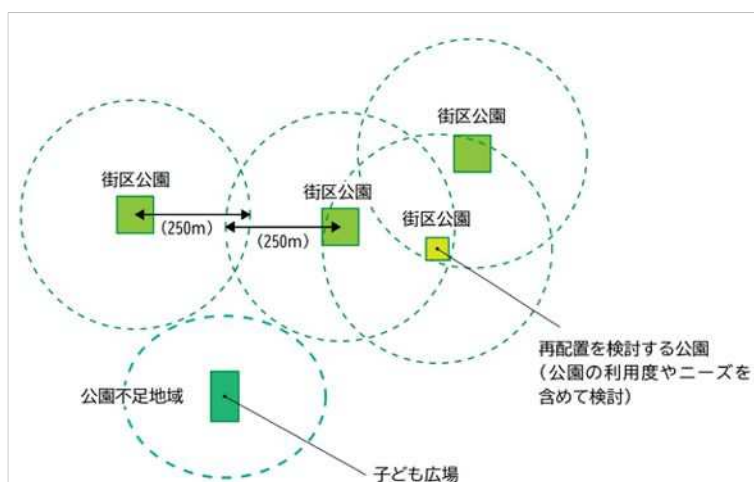
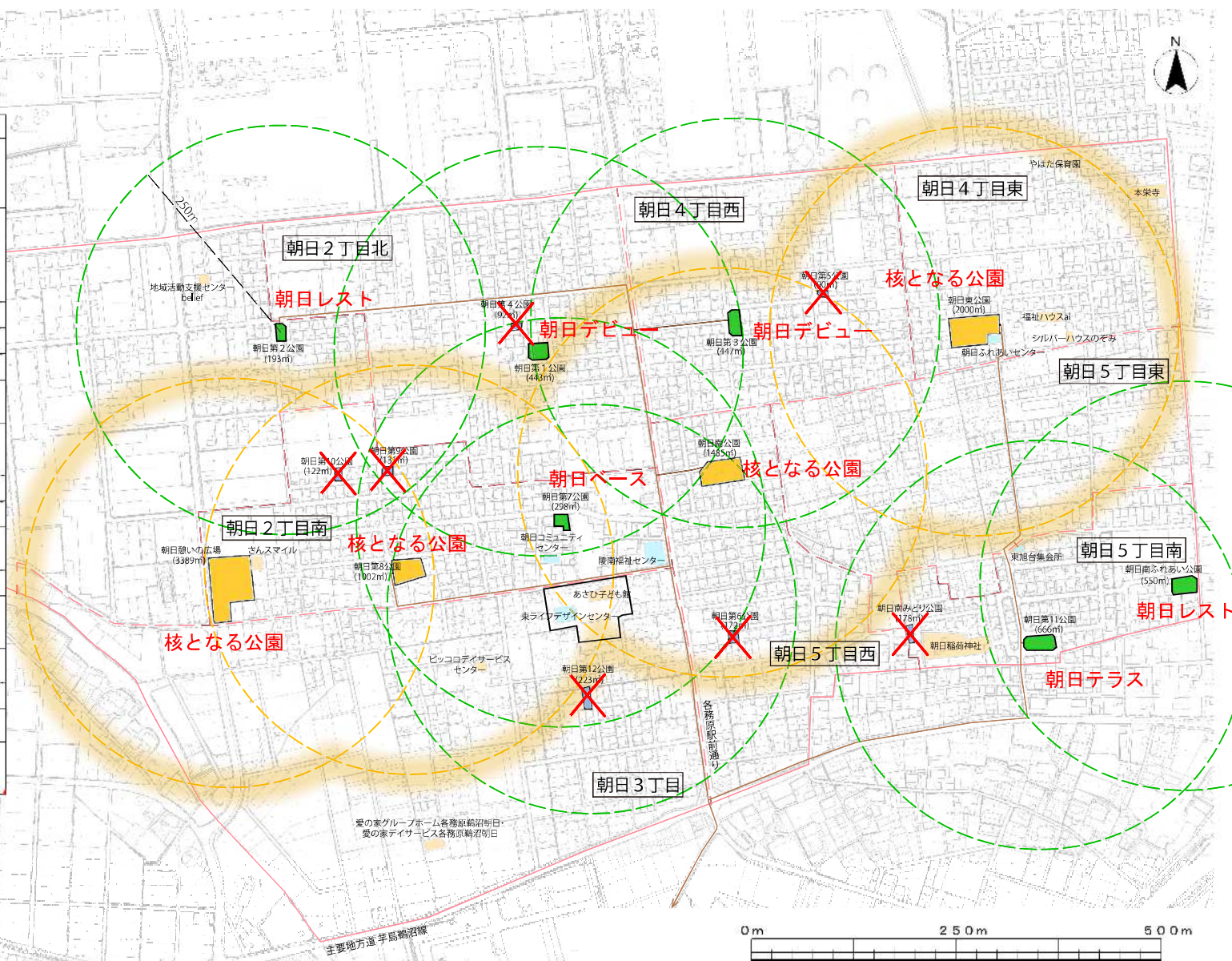


図 公園配置の考え方

鵜沼朝日地区再編計画

公園名	公園の位置付け	特化するテーマ	具体的な整備方針
朝日第1公園	特化型	朝日デビュー	- 未就学児用遊具の設置 - 広場の確保 - 樹木の整定 - 休憩施設の整備 - エントランスの整備
朝日第2公園	特化型	朝日レスト	- 休憩施設を確保 - 今後整備の方向性を決めていく
朝日第3公園	特化型	朝日デビュー	- 未就学児用遊具の設置 - 花だんの維持 - 休憩施設の整備 - 樹木の整定
朝日第4公園	廃止		
朝日第5公園	廃止		
朝日第6公園	廃止		
朝日第7公園	特化型	朝日ベース	- 花だん、芝生の整備 - 休憩施設の確保 - 東側に入口の整備
朝日第8公園	多目的型		- 幼児用遊具の設置 - 健康遊具の設置 - 樹木の整定 - トイレの設置
朝日第9公園	廃止		
朝日第10公園	廃止		
朝日第11公園	特化型	朝日テラス	- 健康遊具、休憩施設を設置 - 広場の確保 - 西側入口の整備
朝日第12公園	廃止		
朝日東公園	多目的型		- 健康遊具、芝生ネットの設置 - 広場の確保 - 西側入口の整備
朝日南公園	多目的型		- 健康遊具の設置 - 樹木の整定
朝日南みどり公園	廃止		
朝日南ふれあい公園	特化型	朝日レスト	- 休憩施設を確保 - 今後整備の方向性を決めていく
朝日緑いの広場	多目的型		- 緑地の保全 - トイレの設置 - 一次の更新時期が来た時に整備



2-2 公園活用

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

公園ツアー

環 防 景 健 コ

どんぐり採取、植物観察、E ボートやパターゴルフの体験などを通じて、公園の魅力や季節ごとの楽しみ方を紹介し、身近な公園や自然に興味を持ってもらえるように小学生を対象とした公園ツアーを引き続き開催していきます。



図 2024 秋の公園ツアー

E ボート体験（河跡湖公園）

たけのこ掘り体験（学びの森）

取組イメージ

・公園ツアーの開催

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

自然体験塾の開催

環 防 景 健 コ

生涯学習の講座として各務野自然遺産の森を舞台に「自然体験塾」を開催しています。豊かな自然に恵まれた森で木曽川流域の植物や動物たちに囲まれてバードウォッチングやトレッキング、竹細工などの講座を開設し、自然にふれあう機会を提供しています。



自然体験塾



バードウォッチング



トレッキング体験（大岩見晴台）

取組イメージ

・自然体験塾の開催

グリーンインフラを活用した公園整備

環 防 景 健 コ

公園の新設や更新に合わせ、浸水対策・水循環の再生を目的としたレインガーデン※や雨水浸透ますの設置など、緑地を活用した貯留機能を高めるための基盤整備等にも取り組み、流域全体において減災の取組を推進します。

※レインガーデン：透水性の高い材料を充填した地下部において、敷地や道路から集めた雨水を一時貯留及び部分的に浸透させることで、豪雨時のピークカットや水質改善を図る緑地空間

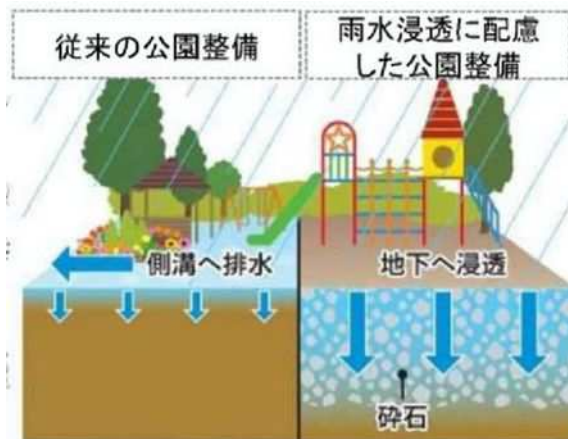


図 雨水浸透や緑陰形成等に配慮した公園整備



桐野公園

取組イメージ

・公園を活用した雨水貯留施設の整備

2-3 公園運営

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

Park-PFI制度の活用

環 防 景 健 コ

都市公園をより一層柔軟に使いこなしていくため、民間のノウハウやアイデアを活かし、都市公園のストック効果を高めることで公園の利便性や魅力を高めるPark-PFI制度が平成29（2017）年都市公園法改正に創設されました。

本市では、これまで学びの森及び木曽川前渡南公園において、この制度を活用した魅力ある公園整備を行ってきました。全国的にも令和6（2024）年度末で182箇所を活用されるなど、その取組は広がっています。

今後もこれに留まらず、身近にある小規模な公園も含め、多様な主体との連携を一層進め、利用効果を超えて、公園の存在効果、地域への波及効果も含めて、公園を活用していきます。



図 Park-PFI のイメージ（資料：国土交通省）



学びの森（KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE）



木曽川前渡南公園（Kakamigahara わたしの PARK）

取組イメージ

・ Park-PFI制度の活用

指定管理者制度による公園運営

環 防 景 健 コ

本市では、リバーサイド21（パターゴルフ場）や運動施設を有する総合運動公園などに指定管理者制度を導入しています。市民ニーズを踏まえた事業者の事業提案を活かし、適切な指定期間やインセンティブにつながる収益事業との組み合わせの検討など運営の改善を図りながら、公園の魅力向上を図っていきます。



総合運動公園



リバーサイド 21

取組イメージ

・指定管理者制度による公園運営

公園から広がるにぎわいづくり「那加 fromPark 構想」

環 防 景 健 コ

令和6（2024）年度から官民連携（都市再生推進法人など）で市民公園・学びの森で高まりつつある賑わいを周辺地域へ広げるため、「まちなかウォーカブル推進事業」に着手しています。当地域が抱えている、空き店舗の増加や来訪者が長時間快適に過ごせる場が少ないこと、公共施設・空間が集積しているにも関わらず回遊性が低いことの課題に対して、都市再生推進法人やまちの担い手とともに、公共空間の魅力が周辺エリアに波及していく一体的なまちづくりに官民連携で取り組んでいきます。

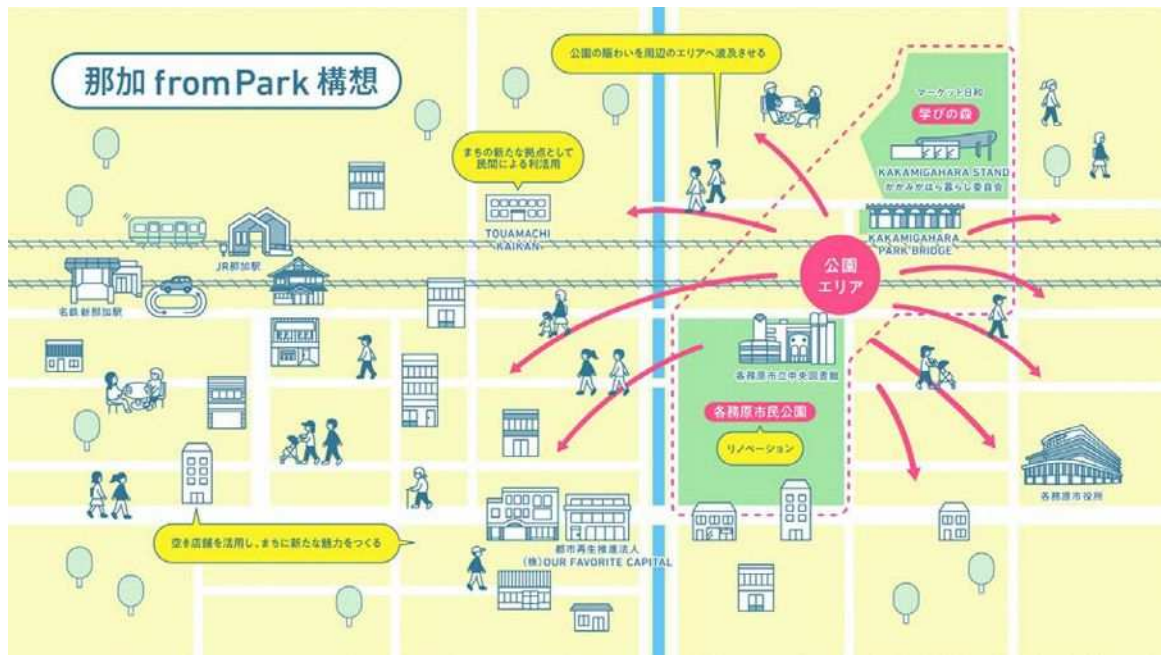


図 那加 fromPark 構想

取組イメージ

・那加 fromPark 構想

多様な情報ツールによる緑の魅力発信



市内の公園を、よりたくさんの方に利用していただくため、「公園をもっと楽しく、もっと身近に。」をコンセプトに公園情報の発信を推進している、株式会社パークフルと連携協定を締結しています。（令和2（2020）年）今後も、公園情報アプリ「PARKFUL」を活用し、イベント情報から公園遊具の種類、設置している施設の情報まで、幅広く提供することで、市内外に魅力ある各務原市の公園を発信していきます。



図 公園情報アプリ「PARKFUL」

取組イメージ

・公園情報アプリ「PARKFUL」の活用

2-4 公園管理

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

公園通報システム

環 防 景 健 コ

公園利用者の安全確保のため、定期的に公園施設や樹木の点検を行っていますが、いち早く公園施設の不具合や樹木の異常を把握するため、位置情報や写真を通報できるシステムをHPに開設しています。

スマートフォンから通報が可能です

下記リンクまたはQRから、公園名や公園施設の不具合の状況がわかる写真を送信してください。

(緊急を要する場合はお電話にてご連絡ください。)

▶ 各務原市公園施設破損通報フォーム (外部リンク) 〇



図 各務原市公園施設破損通報システム

取組イメージ

・公園通報システムの運用

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の更新

環 防 景 健 コ

公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な補修や適切な時期の更新により、公園施設の安全性を確保するとともに、ライフサイクルコスト（公園施設を設置してから撤去するまでのトータル費用）の縮減を図ります。

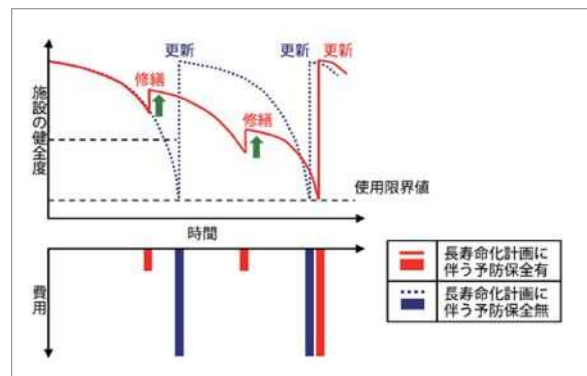


図 ライフサイクルコストの縮減

取組イメージ

・公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の更新

フィールド3 宅地 緑豊かな住環境の創出

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

3-1 花苗講習会の開催

環 防 景 健 コ

公共施設以外の民有地の緑化を推進するために、花の特徴や植え方、管理方法の講習会を開催します。



花苗講習会

取組イメージ

・花苗講習会の開催

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

3-2 工場立地法による緑化推進

環 防 景 健 コ

工場立地と周辺地域の生活環境の調和を図るため工場立地法に基づく届出制度が設けられています。工場緑化の推進は、工場と周辺環境の良好な関係を築くことで、工場と地域環境、社会との調和を促進するとともに、工場敷地内の環境改善にもつながります。市内の工場に緑化を積極的に展開できるように指導を行っていきます。

取組イメージ

・工場立地法に基づく緑化指導

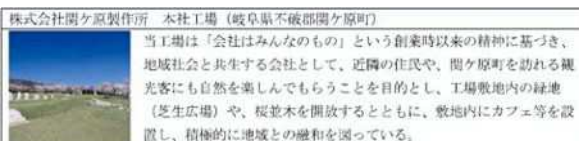


コラム

全国みどりの工場大賞

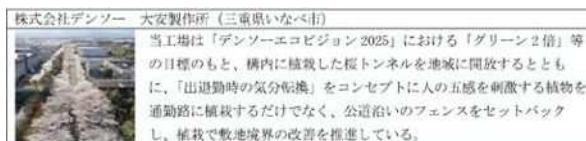


本制度は、工場立地と周辺地域の生活環境の調和という工場立地法の精神を踏まえ、工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境の向上に顕著な功績のあった工場等を表彰することにより、工場緑化の一層の推進を図ることを目的としています。工場の緑化活動は、工場敷地内の環境改善に加えて、工場と周辺環境の良好な関係を築くことで、工場と地域、環境、社会との調和を促進し、地域との共生、地球環境の保全を図る「SDGs」の概念と合致した取組です。



株式会社関ヶ原製作所 本社工場（岐阜県不破郡関ヶ原町）

当工場は「会社はみんなのもの」という創業時以来の精神に基づき、地域社会と共生する会社として、近隣の住民や、関ヶ原町を訪れる観光客にも自然を楽しんでもらうことを目的とし、工場敷地内の緑地（芝生広場）や、桜並木を開放するとともに、敷地内にカフェ等を設置し、積極的に地域との融和を図っている。



株式会社デンソー 大安製作所（三重県いなべ市）

当工場は「デンソーエコビジョン2025」における「グリーン2倍」等の目標のもと、構内に植栽した桜トンネルを地域に開放するとともに、「出退勤時の気分転換」をコンセプトに人の五感を刺激する植物を通勤路に植栽するだけでなく、公道沿いのフェンスをセットバックし、植栽で敷地境界の改善を推進している。

令和5（2023）年度中部経済産業局長賞 受賞工場の功績概要（資料：経済産業省 HP）

3-3 民有地緑化の推進と支援

環 防 景 健

緑豊かなまちづくりを推進するため、公園の整備や道路・公共施設の緑化だけでなく、住宅地、工場、事業所等の民有地の緑化を進めていくために、平成13（2001）年度に制定した緑の条例に基づき緑化協議制度および接道部・壁面部の緑化に対して補助制度を導入しています。

さらに、平成21（2009）年度には長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき居住環境基準を定めることにより、更なる緑化を推進しています。これらにより、民有地の緑が増え、落ち着いた街並みを形成しています。

また、民有地緑化の中には、高い自主性のもと魅力的で質の高い緑化を行っている事例が市内に広がっています。



図 緑化計画協議パンフレット



図 各務原市接道緑化補助制度のご案内



民有地におけるガーデニング

取組イメージ

- ・緑化計画協議 ・長期優良住宅の居住環境基準
- ・接道緑化補助制度

3-4 景観計画に基づく緑化の推進

環 防 景 健 コ

本市では、景観法に基づく各務原市景観計画を策定し、都市景観施策を展開しています。その計画において、良好な景観形成を誘導するため、市内全域を景観計画区域に指定し、守るべき景観形成の基準（緑化基準含む）を設けています。特に良好な景観の保全・形成を積極的に推進していくための地区を景観地区や重点風景地区に指定し、地域特性に応じた景観誘導を図っています。今後も、景観法に基づく届出制度の実施を通じて、景観計画と連携して緑豊かなまちなみの形成を推進します。

景観地区：3地区 重点風景地区：30地区（令和7（2025）年度末時点）



取組イメージ	・ 景観計画に基づく緑化の推進
--------	-----------------

フィールド4 農地 広がりある農地の保全

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

4-1 農地の保全

環 防 景 健 コ

本市は、鉄道沿線に市街地が広がりながら、郊外部には集团的農地が広がっています。農地は、新鮮な農産物の供給とあわせ、教育・農体験・食育の場や、心安らぐ緑地空間の提供、市民の農業への理解の醸成、景観の創出、災害時における避難場所の提供など、緑のオープンスペースとして多様な役割を果たしています。これらの農地を保有する農業者の経営安定を図るため、農を支える担い手への支援、農地の利用促進などを進めていきます。

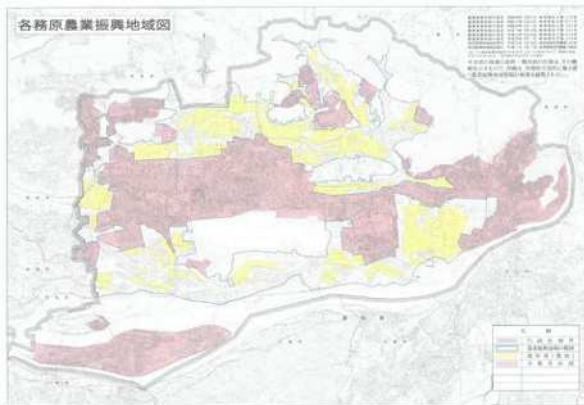


図 農業振興地域内農用地区域図



鵜沼地区のにんじん畑



広がりある田園景観

取組イメージ

・農業振興地域内農用地区域の指定

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

4-2 農業者支援

環 防 景 健 コ

多面的機能支払交付金を活用して、農用地で農業者等で構成される組織が行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援していきます。

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

取組イメージ

・多面的機能支払交付金の活用

4-3 市民農園の提供

環 防 景 健 コ

市民が野菜等の栽培を通して農業を体験する機会を提供する場として市民農園を設置しています。現在市内には、5つの市民農園があり、各農園も高い利用率であるため、今後も市民農園を継続していきます。

表 市民農園

名 称	住 所	区画数
① 希望市民農園	蘇原希望町一丁目 15 番地	25
② 朝日東市民農園	鵜沼朝日町四丁目 340 番地 1	42
③ 朝日西市民農園	鵜沼朝日町五丁目 165 番地 1	47
④ 鵜沼南町市民農園	鵜沼南町一丁目 32 番地 4	22
⑤ 前洞新町市民農園	那加前洞新町四丁目 111 番地	15

取組イメージ

・市民農園の提供

4-4 農業施設の整備

環 防 景 健 コ

農業を支援するため、水田で必要な農業用水を確保するための堰の更新、営農条件を改善するための水田、畑の整備、農産物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備などを進めていきます。



水門設備整備前



水門設備整備後

取組イメージ

・農業施設の整備

4-5 地域計画

環 防 景 健 コ

農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増加が進んでいます。農作業がしやすく、その手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる「農地の集積・集約化」に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題となっています。そのため、令和6（2024）年度に農業経営基盤強化促進法に基づき、「地域計画」の策定をしました。今後は、農地の集積・集約化を含めた効率的利用の促進を図ります。

人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行していただきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速化することが、喫緊の課題です。

課題解決のためには、

- ① 人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画を定める。
 - ② 地域計画の実現のため、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等をする。
- 上記を進めるため、令和5年4月1日に基盤法等の改正法が施行されました。

人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)



地 域 計 画
(地域農業の将来の在り方+目標地図)

農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、

- 将来、地域の農地を誰が利用し、どうまとめていくか
- 農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか

若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合いましょう。

そして、これまで地域の皆さんの努力で守り続けてきた農地を、次の世代に確実に引き継いでいきましょう。

図 人・農地プランから地域計画へ（資料：「地域計画策定マニュアル」農林水産省）



地域計画策定の説明会



目標地図作成の話し合い



水稲エリア

野菜エリア

(有機)

取組イメージ

・農地の集積・集約化を含めた効率的利用の促進

フィールド5 森林 森林の保全と活用

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

5-1 法規制に伴う緑地の保全

環 防 景 健

伊木山風致地区や八木山特別緑地保全地区は、都市計画上の地域地区として指定・保全されています。建築行為や樹木の伐採などを制限することによって現状凍結的に緑地を保全し、都市における貴重な緑を将来に引き継いでいこうとするものです。

風致地区

風致地区とは、都市の風致（都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められる地域地区である。

都市名	地区名	面積	最終決定年月日	備考
各務原市	伊木山風致地区	24ha	H17.5.31	第1種風致地区（告示番号）県告示第485号

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地や、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする地域地区である。

都市名	地区名	面積	最終決定年月日	備考
各務原市	八木山特別緑地保全地区	42ha	S53.2.15	（告示番号）県告示第92号



伊木山風致地区



八木山特別緑地保全地区



コラム

身近な自然と親しめる「里山広場」

伊木の森は、テニスコートやローラースケート場、サイクルモノレール、フィールドアスレチック、バーベキュー場などを備えた各務原勤労者野外活動施設として、昭和57（1982）年にオープン。それ以降、近隣市町の民営・公営類似施設の充実、レジャースタイルの多様化などにより、利用者は減少してきました。

現在は、「誰もが身近な自然と親しめる」をコンセプトとし、お子さまから高齢者まで、誰もが安全に楽しんでいただける「里山広場」として整備されています。



伊木の森

◆保安林の指定

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など保安林に指定された森林を引き続き保全していきます。指定により立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されています。

現行指定地	現行の指定地は、指定の継続を図り、保全を図ります。	指定面積
		480.0ha

◆国定公園の指定

木曽川沿いの奇石、渓谷、並びにその周辺山地の美しい自然景観を保全していくため、自然公園法により国定公園「飛騨木曽川国定公園」に指定されています。

本市の木曽川や伊木山は、公園を形成する1つとなっており、引き続きこの景勝地を保全していきます。

地 域		地域面積
第2種特別地域	木曽川	177.0ha
第3種特別地域	伊木山及び宝積寺～陰平山	
普通地域	鵜沼宝積寺町～鵜沼山崎町の一部	57.0ha

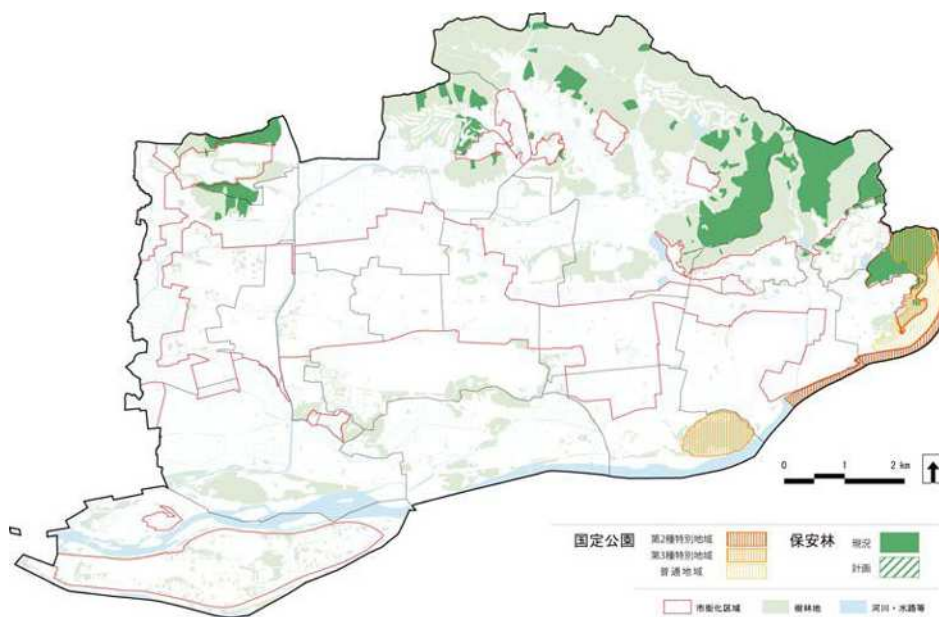


図 保安林及び国定公園指定方針図

取組イメージ

- ・伊木山風致地区及び八木山特別緑地保全地区の指定・保全の継続
- ・保安林及び国定公園の指定継続



コラム

国定公園（自然公園）

自然公園は、営造物公園とは異なり、民有地を含む広大な自然の風景地を地域指定して、公園的な利用を図ることを目的としています。自然公園内では、公園内の優れた風景を維持するために、公園の保護計画に基づき規制の強度が異なる区域指定がなされます。

特別地域では、例えば、樹木の伐採、耕作物の建築などをするときは、環境庁長官の許可を得なければなりません。その規制の程度は、強い方から1種、2種、3種に分かれています。

さらに国立公園と国定公園では、より厳しい規制がかけられる特別保護地区があり、落葉落枝の採取や植樹にも許可が必要です。（本市には該当地区はありません。）

国立公園、国定公園の区域の内、特別地域等に含まれない区域は普通地域といい、土地の形状の変更や建築行為等の一定の行為が届出制により制限され、緑地の保全が図られます。



伊木山と木曽川

5-2 森林環境譲与税・森林経営管理制度

環 防 景 健 □

人口減少・高齢化が進展することで、森林の適正な管理が行われず、人工林の荒廃を招き、周辺への悪影響を及ぼすことなどが懸念されています。森林の多面的機能を維持するため、森林環境譲与税や、森林経営管理制度を活用し、適切に維持・保全を図ります。

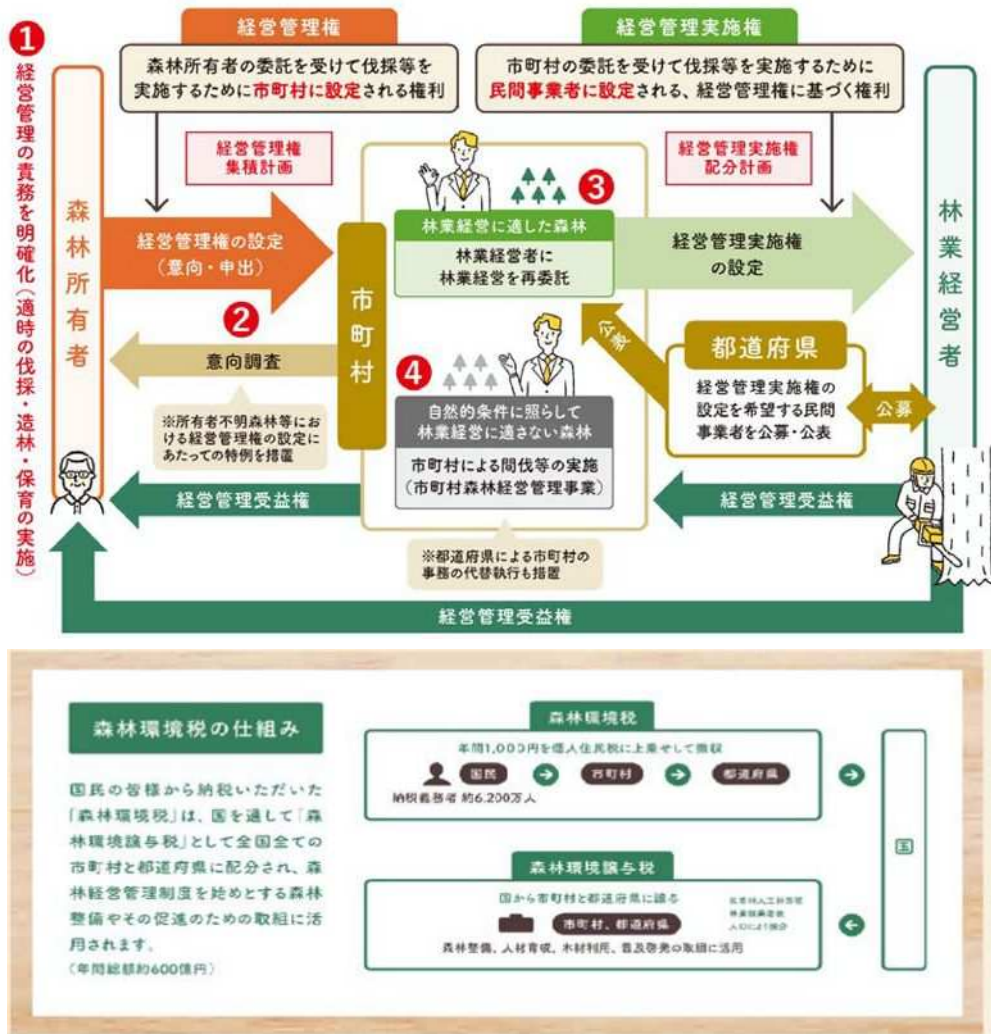


図 森林経営管理制度の概要と森林環境譲与税の仕組み（資料：林野庁・総務省「森林を活かすしくみ」）

◆森林環境譲与税の活用

森林環境譲与税とは、市町村が実施する間伐や林業界の人材育成、木材利用の促進などに関する費用、並びに都道府県が実施する市町村による森林整備に対する支援などに関する費用に充てることができる税です。

この税を活用して、本市として守っていくべき樹林地である特別緑地保全地区などについて、間伐などを実施することで樹林地の健全な育成を図っていきます。

取組イメージ

・森林環境譲与税の活用

5-3 保存樹林・保存樹木の指定

環

防

景

健

コ

市内に点在する巨木、樹林は、長い時間をかけて育まれ、地域の生活に密着し、自然の偉大さを教えるとともに多くの安らぎを与えてくれます。こうした樹木・樹林は貴重な歴史的遺産であり、これを保護して後世に伝えていかなければなりません。そのため、所有者の協力を得て、保存樹木・保存樹林として指定し、緑の保全を図ります。（保存樹木：63本 保存樹林：6箇所（令和6（2024）年度末）



手力雄神社のクスノキ

取組イメージ

・保存樹林・保存樹木の指定の継続及び新規指定

コラム

保存樹及び保存樹林制度

保存樹及び保存樹林制度では、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市における美観風致を図るため、都市計画区域内に存する樹木または樹木の集団について、市町村長が指定することができます。

①指定条件

樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹形が美観上特に優れていること。

- ・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
- ・高さが15m以上であること
- ・株立ちした樹木で、高さが3m以上であること
- ・攀登性樹木で、枝葉の面積が30㎡であること

樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

- ・その集団の存する土地の面積が、300㎡以上であること
- ・生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること

②届出義務及び保存義務

保存樹または保存樹林の所有者が変更した場合、及び保存樹または保存樹林が滅失または枯死した場合には、その所有者は遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

保存樹または保存樹林の所有者は、枯損の防止に努めます。

5-4 里山林の保全

環 防 景 健 コ

森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、担い手不足や高齢化等により地域に身近な森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。そのため、地域住民等による森林の手入れ等の共同活動への支援を行うことが必要です。

そのために、地域の身近な里山林の多面的機能の発揮や森林資源の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む地域住民等で構成する活動組織の活動を支援する「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」（旧「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」）を活用していきます。

取組イメージ

- ・「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」（旧「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」）の活用

コラム

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金



(資料：林野庁 HP)

フィールド6 共通事項 緑に関わる人と場所を育む

関わる主体 市民 事業者 市 大学など 団体

6-1 どんぐりのタネプロジェクト

環 防 景 健 コ

「どんぐりのタネプロジェクト」は、市内の公園に自生する樹木のタネを育成し、育った苗木を公共施設に植樹する計画です。これまで新庁舎や新特別支援学校、蘇原駅・新那加駅の駅前広場に苗木を植樹してきました。市内に自生する樹木を使用することは、植樹場所と自生場所の環境が近いいため、生育に適しており、また、運搬に使用する車両等が不要であるため、排気量削減などの効果があります。今後も公共施設への植樹を進めていきます。



左上：コムラキシキブ 右上：ムラサキシキブ
左下：ヤマモミジ 右下：モミジ



新庁舎植樹帯へ苗木を植樹

取組イメージ

- ・苗木の育成
- ・市民参加による植樹

6-2 樹名板プロジェクト

環 防 景 健 コ

工事で支障になったり、老木化のため伐採した樹木の幹を活用し、新たに植樹する樹木の樹名板を製作する取組を進めています。

令和5（2023）年度の事例として、毎日駅を利用する地元高校生にデザイン・製作をお願いしました。親しみやすいオリジナルデザインの樹名板を設置して、利用者がより身近に、植物に興味を持って接することのできる環境を整備しました。



蘇原駅前広場に設置した樹名板

取組イメージ

・市民参加による樹名板の作成

6-3 教育機関や市民を対象とした講座の開催

環 防 景 健 コ

市内の公園や自然、質の高い管理について、より多くの方に知っていただく機会として教育機関や市民を対象とした講座を「生涯学習まちづくり出前講座・出張！クラブサークル」に開設します。



樹木の授業（令和6（2024）年）蘇原第二小学校



公園の授業（令和7（2025）年）稲羽東小学校

取組イメージ	・教育機関や市民を対象とした講座の開催
--------	---------------------

6-4 緑の募金の活用

環 防 景 健 コ

緑の募金を活用して、森林の整備や緑化の推進を行っています。本市では、過去に里山遊歩道のベンチ更新や自治会管理地への植栽などに活用しています。

(実績 令和3(2021)年度：8件 令和4(2022)年度：11件 令和5(2023)年度：7件 令和6(2024)年度：5件)



里山遊歩道のベンチ

取組イメージ

・緑の募金を活用した事業の推進

コラム

緑の募金

緑の募金は、昭和25(1950)年から続けられてきた「緑の羽根募金」が平成7(1995)年に制定された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」により、新たに「緑の募金」の名称で法律に基づく募金として生まれ変わったものです。みなさまから寄せられた寄附金は、「森林の整備」、「緑化の推進」、「森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力」などの事業に活用されます。

緑の募金

個人又は団体

募金する

- ・郵便用紙等で直接
- ・インターネットで
- ・街頭や店頭で募金箱へ
- ・自治会・学校・職場で共同で
- ・緑の募金協賛商品の購入

募金の輪を広げる

- ・職場や店頭等に募金箱を設置
- ・地域・学校・職場で募金活動
- ・緑の募金協賛商品の企画・販売
- ・チャリティイベント等の開催

国土緑化推進機構・各都道府県緑化推進委員会

森林ボランティア団体 / NPO、事業者等

森づくり



国内の森を元気にする



森づくりのリーダーを育てる

人づくり



地球の緑を増やす



森で子ども達をはぐくむ

(資料：(公)国土緑化推進機構HP)

6-5 パークレンジャー活動の支援



道路や河川、公園などの緑化または清掃活動を行うパークレンジャーは、令和6（2024）年度末で64団体1,464人の登録がされています。団体数・会員数ともにピーク時に比べて減少しており、団体アンケートによると高齢化や会員数減少による活動縮小の課題があります。また、ボランティア活動が活発になることで組織化され、活動時間帯が限定されてしまうといった課題もあります。

より良い活動には十分な活動時間が必要ですが、昨今では働き方改革のように効率的な活動を好む人が増えていることから、定員数の引き下げや広報誌を活用したパークレンジャー特集の掲載を通じて、より効率的な活動を推進し、活動の楽しさややりがいを伝える活動を進めていきます。

さらに、団体アンケート調査結果によると、活動効率化のため工具貸出を希望される団体も多いことから導入について検討していきます。



新境川桜手入れ



おがせ池清掃



那加中ビオトープの再生



大安寺川ホタル生息地の草刈り

取組イメージ	・パークレンジャー活動の支援
--------	----------------

6-6 公園協議会

環 防 景 健 コ

都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うことができる協議会制度が創設されました。(平成29(2017)年)協議会における協議事項には、地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有や調整、キャッチボールやバーベキューの可否など都市公園ごとのルールづくりなどがあります。地域に身近な街区公園等について自治会が中心となり協議会の設立の要望がある場合には相談・支援を行います。

表 自治会で公園のルールをつくることに関する市民意識(再掲)

肯定的な意見 (293 件)	肯定的な意見 (90 件)
【ルール内容】 ・ 利用時間の規制 ・ ボール遊びの規制 ・ 騒音の規制 ・ ゴミ放置等マナーに関する規制 ・ 電動キックボード・スケートボードの規制 ・ 火器(花火や喫煙等)の規制 ・ ペットに関するルール 等 【懸念点・アイデア】 ・ 自治会でのルール作りの際にトラブルが生じる可能性がある ・ 地域ごとの検討により柔軟なルールを作れる ・ 多世代(子ども含む)の意見を反映したルール作りが重要 ・ 各自治会で公園清掃を当番制にする ・ ルールを作るならば周知が必要 等	【主な否定的な理由】 ・ 利用者が少ないので必要性を感じない ・ 目的のないルールを作る必要はない ・ 迷惑をかけなければルールは不要 ・ 自治会ではなく市の統一したルールが必要 ・ なるべく規制せず、自由に遊べる公園が理想 ・ 騒音に関するルールは娯楽性を損ねる ・ 子どもがのびのびとボール遊びができなくなるのは困る ・ 自治会ルールでは高齢者の意向ばかりが反映されたルールになる ・ 自治会でルールを検討すると自治会の負担が大きくなるのではないか

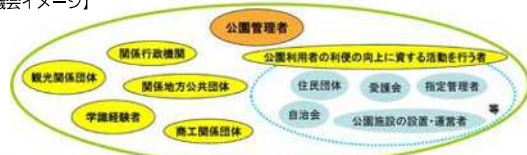
取組イメージ

・公園協議会の活動支援

コラム

公園協議会とは

【協議会イメージ】



協議会の設置

<概要>

公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

協議会の構成員

- 公園管理者
- 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体等、公園利用者の利便の向上に資する活動を行う者で公園管理者が必要と認める者(自治会、町内会、まちづくり団体も可能)

協議会における協議事項(例)

- 公園の賑わい創出に向けたイベント開催等、運営に関する事項について協議
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、公園利用上のルール作りについて協議
- 住民参加による花壇作りや清掃等の美化活動等、住民協働のルール作りについて協議

事例：南池袋公園をよくなる会(東京都豊島区)

- 南池袋公園の再整備にあたり、地域の関係者の参加による持続可能な公園運営、公園を拠点とした賑わい創出を目指し、地元の関係団体等を中心に会を発足
- 構成員メンバー
公園内のカフェレストラン事業者、商店会、町会、隣接地権者、学識経験者等、豊島区
- カフェレストラン事業者は区との協定に基づき、事業者は収益の一部を地域還元費として会に納入
- 会は、公園を拠点にした地域活性化の活動(イベント等)や公園の管理(芝生の育成に関する啓発活動やごみ拾い等美化活動)を実施



南池袋公園



公園全景

(資料：国土交通省HP)

6-7 ネーミングライツ制度の活用

環

防

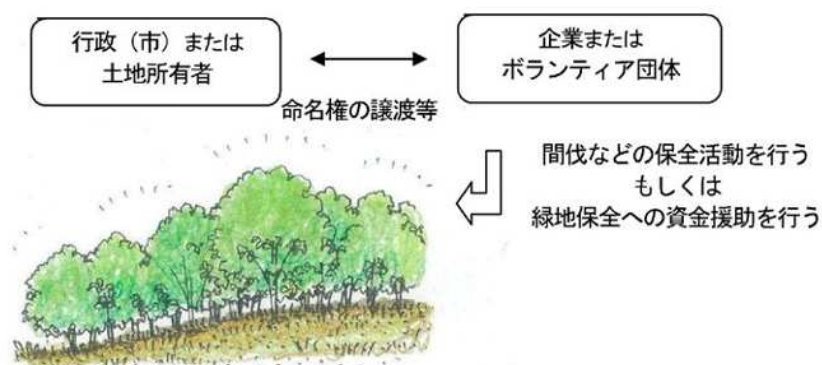
景

健

コ

「ネーミングライツ（命名権）」とは、法人が対価を提供し、公共施設の愛称として会社名やブランド名、商品名を付けることができる権利です。市が施設などを選定して募集する「施設特定方式」に加え、民間企業などから希望施設やネーミングライツの対価などの提案を募集する「企画提案方式」を導入し、広く募集しています。これからは、公園・緑地に対するネーミングライツ（役務提供）も民間活力を活用した維持管理（役務提供）の機会もとらえ活用していきます。

■ネーミングライツによる緑地保全のイメージ



取組イメージ

・ネーミングライツ制度の活用